

## 研究報告

# 報告3 台湾における強制執行に関する 実務上の課題

潘 怡 君

台湾の強制執行法規定における強制執行名義には次のものが含まる。①確定した終局判決、②仮差押・仮処分・仮執行に関する裁判及びその他民事訴訟法に基づき強制執行することができる裁判、③民事訴訟法に基づき成立した和解調書及び調停調書、④公証人法の規定に基づき強制執行することができる公正証書、⑤抵当権者又は質権者により抵当物又は質物の競売が申立てられた場合の裁判所の強制執行許可決定、⑥その他法律の規定に基づいて債務名義とされるものである（強制執行法第4条）。

前述の債務名義の中で、①・③・④及び⑤は終局的執行であり、②号は保全執行に関するものである。本稿では金銭債権に係る強制執行についての概略を紹介する。いずれも実務上よく問題となる課題である。

## 1. 執行の実益及び執行申立のコスト

金銭債権を実現し、保全執行又は終局的執行を行うため、申立前に執行の実益の有無、そして申立人が負担するコストを確認しなければならない。

### (1) 執行実益

目的が金銭債権の実現であるとき、執行実益とは、債務者が執行に供することができる財産を有すること意味する。債権者は債務名義を得た場合、国税局に対して、債務者の年度総合所得税・各所得種別所得資料リスト及び財産帰属リストの開示を申請することができる。債務者の納税資料及び財産リストから、債務者の銀行利息収入、株の配当収入・給与収入・不動産・車両等財産に関連する情報を調べ、債務者の前年度の財産状況及び財産所

在地を推測するために利用することができる。

国税局以外では、債権者は裁判所に運転免許センター（監理所）や労働保険局等の機関に調査を要請することができる。終局的執行手続において、債権者は国税局の資料を取り寄せ、自ら調査した後に債務者の財産を確認できない場合、又はすでに確認している債務者の財産が債務を完済するに足りない場合、債務者に対してその財産に関する報告を命じるよう裁判所に申立てることができる。

## (2) 債権者が負わなければならないコスト

執行費用の支払以外に、保全執行のために裁判所は、通常債権者に対し一定の担保金の提供を要求した後に仮差押・仮処分を行うことができる。担保金は、仮差押・仮処分が取り消される以前には取り戻すことができないため、債権者の資金調達の調整には深刻な影響を及ぼすことになる。したがって、保全執行を申し立てる前に、そのコストを計算することが必要となる。

## 2. 執行裁判所

債権者が強制執行の申立てを決定したときは、まず強制執行手続についての管轄裁判所を確認する必要がある。台湾の強制執行法7条の規定は、「強制執行は執行すべき目的物の所在地又は執行行為をなすべき地の裁判所が管轄するものとする。ただし、執行すべき目的物所在地又は執行行為をなすべき地が不明である場合は、債務者の住居所・公務所・事務所・営業所所在地の裁判所が管轄する」と規定する。また、債権者が自ら債務者の財産を調査することができず、裁判所に政府機関への問合せを命ずるよう申し立てた場合、実務上は「執行する目的物の所在地」に属することになるため、債務者の住居所・公務所・事務所・営業所所在地の裁判所が管轄しなければならない。

### 3. 当事者適格

債務者、債権者が強制執行手続の終了前に、手続中に死亡・解散又は破産宣告を受けた場合、強制執行手続の当事者適格はどうなるのか。この点に関しては、以下のように分けることができる。

- (1) 債務者または債権者が死亡した場合：原則として、相続人が当事者となる。
- (2) 債務者または債権者が解散しているが清算が完了していない場合：解散した会社が清算手続の範囲内においては未解散とみなされるため、当事者が変更することはない。ただし、清算手続中の会社、その代表者が清算人となる。
- (3) 債務者が破産宣告を受けた場合：破産法に基づき、債務者が破産宣告を受けた場合、強制執行手続はすべて停止しなければならない。債務者の財産はすべて破産財団に帰属する。ただし、別除権がある債権者は破産手続に基づき弁済を受ける必要がないため、抵当物又は質物の競売に係る強制執行は破産宣告により停止しない。別除権を有する債権者は強制執行を申し立てる場合、破産管財人を当事者とする。
- (4) 債権者が破産宣告を受けた場合：破産法によると、破産者の全ての財産と将来行使することができる財産上の請求権はいずれも破産財団に帰属し、破産管財人が管理する。したがって、債権者が破産宣告を受けた後は、破産管財人が当事者となる。
- (5) その他、強制執行手続中に債権者が債権を第三者に譲渡した場合、第三者が裁判所に対し債権譲渡の事実及び関連する証明資料を提出し、当事者が変更されることになる。

### 4. 執行の目的物

債務者の財産が裁判所の担保金として供託された場合、動産担保取引法（動産擔保交易法）に基づき成立した条件付き売買が弁済が完了していない場合、違法建築・信託財産を強制執行の目的物とすることができるかという問題が生じる。実務上の処理方法は、次のとおりである。

(1) 担保金

裁判所に供託した担保金は、強制執行の目的物とすることができ  
る。担保金が供託された原因によって、裁判所の裁定が必要な案件  
と裁定が不要な案件とがある。

(2) 条件付き売買目的物

債務者が動産担保取引法に基づき成立した条件付き売買により取  
得した財産を所持している場合、最高裁判所の見解によると、条件  
付き売買は性質上、買主がその特定条件を履行しないとき、売主は  
その目的物の所有権を取得する。売主がその目的物の所有権を保有  
しているため、債権者が当該目的物の執行を申し立てた場合、売主  
は強制執行法第 15 条規定に基づき、執行異議の訴えを提起するこ  
とができます。

(3) 違法建築物

違法建築物は保存登記をすることができないが、財産に当たるため、  
強制執行の目的物とすることができる。また、違法建築物は保存登記で  
きないため、建築者以外の者は建築の所有権を取得することができな  
い。したがって、債務者が違法建築の建築者である場合、その違法  
建築物を第三者に譲渡したとしても、債権者が債務者の財産として違  
法建築物の強制執行を申し立てた場合、第三者の異議は認められない。

(4) 信託財産

台湾の信託法規定に基づくと、信託財産については強制執行する  
ことができない。ただし、信託前に当該財産に存在する担保物権の  
設定を受けた債権、信託に係る事務処理から生じる権利又はその他  
法律が別段に規定する場合は、この限りではない。したがって、債  
務者は委託者・受託者又は受益者を問わず、前述の但し書き規定の  
状況に合致する場合を除き、債権者は原則として信託財産に対し強  
制執行を行うことはできません。

また、受益者が信託契約から利益を享有することができる場合、  
この「受益権」については、実務上の見解として、受益権は財産権  
の一種と認められている。そして、受益権は信託の趣旨の拘束を受  
けないため、信託法が禁止する強制執行には属さず、したがって原  
則として強制執行の目的物とすることができる。

(5) 解約返戻金

保険契約の解約返戻金を強制執行の目的物とすることができるかについて、最近多くの議論がされている。現在の実務においては、債権者が保険会社に対し解約返戻金の支払を命じるよう申立て、保険会社が法に基づき異議を申立てた場合、裁判所の処理方法には次の3つに分類することができます。

- ① 執行裁判所がその権限として保険契約を終了し、回収命令又は支払に係る転付命令を発令する。
- ② 執行裁判所が自ら債務者の加入保険の目的と支払状況を調査し、保険契約の終止が強制執行法第1条第2項の「執行目的を達成するために適当な方法」に当たるかを判断する。
- ③ 執行裁判所が直接に強制執行法第120条第1項に基づき債務者へ通知する場合、債権者は同条第2項規定に基づき保険会社を被告として債権存在確認訴訟（債務不存在確認訴訟）を提起するか否かを判断する。

## 5. 配当参加

債務者の財産の差押えは、財産の競売等の換価手続を完了した後、配当手続に入る。分配においてよく見られる問題は、強制執行の申立てをしていないその他債権者が強制執行を知った後に、配当に参加することができるのかという問題がある。配当に参加する要件配下の通りである。

- (ア) 金銭債権であること（仮差押決定も金銭債権の執行名義に当たる）。
- (イ) 債務者のどの財産の配当に参加するのかを表明すること。
- (ウ) 終局した執行申立の配当に参加することしかできない。
- (エ) 債権が弁済期に到来していること。

配当への参加申立は、目的物の競売・換価の終了又は法に基づき債権者に引渡す日の前日までに、競売又は換価を経ていない場合は配当表を作成する日の前日までに書面をもって申し立てなければならない。また、競売の終了とは競売完了の時を指し、代金の引き渡し又は所有権の移転を要件としない。期限の経過後に配当への参加を申し立てた場合、残額についてのみ弁済を受けることができる。

## 6. まとめ

本稿では執行における実務上の問題を紹介した。いずれも検討に値する法的問題がまだ多く残されている。しかしながら、報告時間と個人の能力に限りがあるため、台湾の強制執行手続においてしばしば起こる問題、そしてよく議論とされる問題についてのみ簡単に紹介した。最後に本稿内容については検討が十分ではない点もあろうが、容赦いただければ幸甚である。